

令和4年 第6回

京田辺市教育委員会定例会

令和4年6月15日（水）

令和4年第6回教育委員会定例会会議録

1 日時・場所

令和4年6月15日（水）午前10時

京田辺市役所305会議室

2 出席委員

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	西村	和巳
委員	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子

3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本	伸一
教育指導監	上原	正章
教育部副部長	鈴木	一之
教育総務室担当課長	北尾	卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	片山	義弘
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	七五三	和広
（事務局）教育総務室主査	鈴木	勝浩
	（兼務職記載省略）	

4 日程

- | | | | |
|---|--------|--------|---------------------------------------|
| 1 | 開会宣告 | | |
| 2 | 議事日程報告 | | |
| 3 | 日程第1 | 教育行政報告 | |
| 4 | 日程第2 | 議案第18号 | 行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について |
| 5 | 日程第3 | 議案第19号 | 行政手続における押印の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について |
| 6 | 日程第4 | 議案第20号 | 京田辺市就学援助規則の一部改正について |
| 7 | 日程第5 | 議案第21号 | 京田辺市修学旅行費補助金交付要綱の廃止について |
| 8 | 日程第6 | 議案第22号 | 京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱の廃止について |
| 9 | 日程第7 | 報告第7号 | 京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について |

- | | | | |
|-----|---------|-----------|------------------------------------|
| 1 0 | 日程第 8 | 報告第 8 号 | 京田辺市修学旅行代替行事費補助金交付要綱の廃止について |
| 1 1 | 日程第 9 | 議案第 2 3 号 | 京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について |
| 1 2 | 日程第 1 0 | 議案第 2 4 号 | 京田辺市学校評議員の委嘱について |
| 1 3 | 日程第 1 1 | 議案第 2 5 号 | 京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について |
| 1 4 | 日程第 1 2 | 議案第 2 6 号 | 京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱について |
| 1 5 | 日程第 1 3 | 議案第 2 7 号 | 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について |
| 1 6 | 日程第 1 4 | 協議 | (仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(案)及び指定備品等について |
| 1 7 | 閉会宣告 | | |

1 開会宣言

教育長 それでは、ただいまから令和4年第6回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。出席数は5名で、定足数を満たしております。

2 議事日程報告

教育長 本日の議事日程は、先にお配りさせていただいているとおりです。

3 日程第1 教育行政報告

教育長 日程第1、教育行政報告を議題とします。

事務局から報告願います。

教育部長 教育行政報告をさせていただきます。

5月19日、部落解放・人権政策確立要求京田辺市実行委員会総会が305会議室で行われました。

20日、第1回京都府都市教育長協議会が亀岡市で開催されました。

23日、社会を明るくする運動京田辺市推進委員会が社会福祉センターで行われました。

28日、令和4年度大住隼人舞保存会総会が北部住民センターで行われました。京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ第2回が同志社大学で開催されました。

30日、京都市府市町村教育委員会連合会定期総会・研修会が府総合教育センターで行われました。山岡教育長、西村職務代理者、上村委員に出席いただきました。

6月2日、市議会本会議で議案の上程が議場で行われました。

3日、指導主事計画訪問が三山木小学校で行われました。

9日、市議会本会議の一般質問が議場で行われました。指導主事訪問が桃園小学校で行われました。

10日、市議会本会議で一般質問が行われました。

11日、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ第3回が同志社大学で開催されました。東京オリンピックハンドボール女子代表の田邊夕貴選手の講演会が大住中学校で行われました。

13日、市議会本会議の一般質問及び議案上程が行われました。

15日、本日、第6回の定例会です。

教育行政報告につきましては以上です。

続きまして、議会報告を別紙1で説明させていただきます。

令和4年6月2日開催の市議会本会議におきまして、京田辺市教育委員会教育長の任命についての議案が上程されました。採決の結果、山岡弘高教育長の再任が賛成多数で同意されました。任期は、令和4年6月7日から3年です。

続きまして、市議会で行われました一般質問の概要をご報告させていただきます。

1ページ目は、学校図書館司書の配置、2ページ目は、中学生の自転車通学、3ページ目は、学校のクラス編成、4ページ目は、成人年齢引き下げに伴います消費者教育についての質問です。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策関連ということで、5月分の京田辺市内の感染者数は5月1日、17名に始まりまして、大体2けたで推移してきていると思っております。その中で、5月16日に小学校での学級閉鎖が1件、5月26日に小学校での学級閉鎖が1件ございました。31日に幼稚園の学級閉鎖が1件ございました。

続きまして、6月分の途中まででは、市の感染者数が1桁の日も多くなり、少しずつ減りつつあると感じております。この間、学級閉鎖に関連する事案はございませんでした。しかしながら、感染者が1、2名出ている現状にございます。

以上で教育行政報告を終わります。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

これで、日程第1、教育行政報告を終わります。

4 日程第2 議案第18号 行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

5 日程第3 議案第19号 行政手続における押印の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について

6 日程第4 議案第20号 京田辺市就学援助規則の一部改正について

教育長 日程第2、議案第18号から日程第4、議案第20号は関連する内容ですので、この3件を一括議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしとのことでございますので、日程第2、議案第18号から日程第4、議案第20号までの3件を一括議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 それでは、議案第18号、行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について及び議案第19号、行政手続における押印の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定についての2件について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症やデジタル時代への対応が求められる中、行政手続の簡素化や国民の利便性の向上などに向けた規制、制度の見直しとして、国及び地方公共団体において、書面規制や対面規制、そして公的書類における押印の見直しが進められているところです。

本市におきましても、昨年度から庁内に検討組織が設けられ、押印廃止を原則として押印の見直し方針が示され、国の政令や省令で規定されているものを除き、本市の例規等において規定されているものを対象として、全庁的にその見直し作業を進めているところです。

今回の見直し対象は、主として、市民等からの申請や届出に関する書類において、申請者や届出者の押印を廃止するものです。なお、市側の決定通知書などにおける押印については見直し対象となっておりません。

現在議題となっている２件につきましては、本市教育委員会規則及び教育委員会告示において、その様式中にある押印を廃止するため、関係規則と関係告示に分け、それぞれ整理規則と整理告示により、一括して改正するものです。

まず、議案第１８号、行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてですが、京田辺市立図書館の管理及び運営に関する規則及び京田辺市立幼稚園園則において規定されている押印を廃止するものです。

具体的には図書館への予約申込書、市立幼稚園における入園、休園、退園に係る書類について、それぞれ押印を廃止するものです。

次に、議案第１９号、行政手続における押印の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定についてですが、京田辺私立幼稚園健康診断補助金交付要綱ほか、全部で六つの告示に規定されている押印を廃止するものです。

具体的には、私立幼稚園健康診断補助金交付、特別支援教育就学奨励費支給、社会教育関係団体等事業補助金交付、子どもの居場所づくり補助金交付、私立幼稚園預かり保育実施、市立図書館雑誌スポンサー制度申込み等に係る関係書類について、それぞれ押印を廃止するものです。

規則及び告示等の施行日につきましては、全庁統一とされております令和４年７月１日とするものです。

学校教育課長 議案第２０号、京田辺市就学援助規則の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、議案第１８号及び第１９号と同様に、全庁的に手続が進められている押印見直しの方針にのっとり、所要の改正を行うために提案するものですが、１カ所、印を削る以外の改正箇所があります。

改正内容は、別表中「印」及び「平成」を削るものです。具体の改正箇所は、新旧対照表の右側、別表の就学援助費受給者申請書兼世帯票表面の左上の申請者欄中、下線部の平成と印、右下の委員欄の印、申請書兼世帯票裏面の申請者氏名と同一世帯員の氏名印を削除して、左側の改正案になります。

なお、施行日は先ほど同様、令和４年７月１日と考えています。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 質疑なしと認めます。

採決は議案ごとに行います。

日程第２、議案第１８号、行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

次に、日程第３、議案第１９号、行政手続における押印の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

次に、日程第4、議案第20号、京田辺市就学援助規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

以上で、日程第2、議案第18号から日程第4、議案第20号までの3件を終わります。

7 日程第5 議案第21号 京田辺市修学旅行費補助金交付要綱の廃止について

8 日程第6 議案第22号 京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱の廃止について

教育長 次に日程第5、議案第21号及び日程第6、議案第22号は関連する内容ですので、この2件を一括議題としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしとのことでございますので、日程第5、議案第21号及び日程第6、議案第22号の2件を一括議題とします。

本件について説明願います。

学校教育課長 議案第21号、京田辺市修学旅行費補助金交付要綱の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年度末をもって終了した小学校及び中学校が実施する修学旅行に要する経費の一部を補助する京田辺市修学旅行補助金について、その手続等を定める交付要綱を廃止するものです。

なお、要綱の廃止につきましては、告示の日から施行したく考えています。

社会教育課長 議案第22号、京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱の廃止について、ご説明を申し上げます。

この要綱につきましては、京田辺市生涯学習情報誌への民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスを向上し、経済の活性化を図ることを求めて実施していましたが、令和4年4月号から生涯学習だよりを広報紙と同じサイズ、また同レイアウトにて、市広報紙へ挟み込みでの発行に変更いたしました。これに伴い、広告掲載を終了することから、本要綱を廃止するものです。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

藤原委員 議案第21号の修学旅行補助金交付要綱の廃止についてですが、これは令和3年度末で終了したという理由から要綱が廃止されるのですが、補助金そのものはどのような理由で廃止されたのでしょうか。令和4年度当初予算の際にも説明があったように思いますが、もう一度説明してもらえますか。

学校教育課長 教育委員会におきましては、今後、中学校給食施設の整備・運営や、学校施設長寿命化など、非常に多くの予算を投入することとなりますが、本市の財政状況が厳しい中で、今後安定した教育予算を確保していくためには、歳入の確保や既存事業の見直しが必要であると考えております。そのため、各事業の点検を行う中で、所得制限がなく、

一律に補助金を支給する修学旅行補助金につきましては、限られた予算の有効な活用といった点や、近隣市町の多くが廃止している点などから、令和2年度以降補助金を縮小し、令和3年度をもって終了することとしました。

藤原委員 そうすると、保護者等の収入等により経済的負担が厳しいご家庭などいろいろあると思いますが、それに対しての対応とかは考えておられるのでしょうか。

学校教育課長 修学旅行補助金につきましては従来、小学6年生や中学2年生ないし3年生の修学旅行に行く方全員に交付していたものです。今回、修学旅行補助金は廃止されますけれども、就学援助を受けておられる方については、従来どおり修学旅行費の支援はございますので、そちらの方で対応して参りたいと考えております。

西村委員 就学援助の分で対応されることについては、そういう制度があるので分かるのですが、一方で、最近物価高とかいろいろ言われておりますけれども、実際今年でしたら修学旅行が実施済みのところが多いと思うのですけれども、平均で幾らぐらいになっているのか教えていただきたい。

学校教育課長 今手元に具体的な資料がないのですが、修学旅行検討委員会がありまして、その中で大きな変動がないように修学旅行先の検討を進めておられます。

西村委員 京田辺市の学校では、保護者負担軽減ということで、いろいろな会を作って検討されているように、以前あったこの制度が廃止されて、就学援助の制度で支援していく話であれば、修学旅行や他にもあると思うのですけれども、実施に係る予算について十分吟味して、金額的に保護者へ負担がかからないようなところをより一層進めていただくことが大事になってくると思いますので、そういうところを十分注視するようにご支援いただきたいと思います。

こども・学校サポート室総括指導主事 先ほどの修学旅行の金額ですが、詳細について、私も手元にはございませんが、小学校で大体2万円程度、中学校で少し上がり6万はいかない程度と聞いております。他市に比べて大分低く抑えるようにということで、修学旅行検討委員会で検討しております。

次年度からにつきましても、方向別に団を分けていくということを検討しているのですが、それでも予算の方は上がらないようにということでいろいろ計画を立てているところです。

上村委員 修学旅行の補助金を廃止されるということは、保護者には事前に周知されていたのかということと、それに対して保護者の方から何か意見等はあったのかお聞かせください。

学校教育課長 2年度から段階的に金額を減らして廃止するという形で進めてきております。その関係で、当然保護者の方にも通知等でご案内しているところです。保護者からのご意見が、直接教育委員会に来たことはありません。

藤原委員 今後、コロナ禍や国際情勢による物価高騰により保護者の経済的負担も増える可能性が考えられ、その際の支援策などを考えなくてもいいのでしょうか。

学校教育課長 保護者の所得が低いことにより就学が困難な家庭については、就学援助を行っております。

藤原委員 就学援助について理解しました。しかし、先ほど申しあげた社会経済情勢の影響

などにより、保護者の負担が増えることも考えられますので、必要となった場合には、社会経済情勢に即した支援策を講じるようにしてほしいと思いますので、要望しておきます。

伊東委員 生涯学習情報紙の広告掲載の要綱廃止について、今まで広告掲載で収入があったと思うのですが、市の広報と一緒にすることで、収入の部分で、もし減であった場合、生涯学習の面でサービスの低下につながらないのかお聞かせいただけたらと思います。

社会教育課長 今回の生涯学習の広告の廃止ですが、ここ最近、広告に関する掲載は全くございませんでした。今回、新しく挟み込みをすることによって、京田辺市の広報紙の広告掲載に関する要綱もございしますが、実際は広報紙での広告掲載になってきますので、今までの分はそちらの方へ掲載することで、収入として実際にそれほど影響はないと思います。

教育長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 質疑なしと認めます。

採決は議案ごとに行います。

日程第5、議案第21号、京田辺市修学旅行費補助金交付要綱の廃止について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

日程第6、議案第22号、京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱の廃止について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

以上で、日程第5、議案第21号及び日程第6、議案第22号の2件を終わります。

9 報告第7号 京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について

10 報告第8号 京田辺市修学旅行代替行事費補助金交付要綱の廃止について、

次に、日程第7、報告第7号及び日程第8、報告第8号は関連する内容ですので、この2件を一括議題としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしとのことでございますので、日程第7、報告第7号及び日程第8、報告第8号の2件を一括議題とします。

本件について説明願います。

社会教育課長 報告第7号、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本件は、行政手続における押印の見直しに伴いまして、京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則を一部改正するものでございます。

改正内容といたしましては、保護者から提出されます留守家庭児童会に関連する資料の入会申込書、また退会届、全休届、減免申請等様式の押印を廃止するものでございます。規

則につきましては、令和4年7月1日から施行したと考えております。

学校教育課長 報告第8号、京田辺市修学旅行代替行事費補助金交付要綱の廃止について、ご説明を申し上げます。

本件は、令和3年度末をもって終了した京田辺市修学旅行費補助金交付事業の廃止に伴い、修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった場合に、修学旅行の代わりに実施する行事に要する費用を補助する本事業も終了いたしましたので、その手続等を定める交付要綱を廃止するものでございます。要綱の廃止につきましては、公布の日から施行したと考えております。

なお、この要綱に関しましては、教育委員会ではなく市の要綱として定められておりまして、市の手続の中で廃止されることとなりますので、ご報告とさせていただいているところです。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

西村委員 報告第7号の捺印を廃止することは、もう判を押さなくて済むことだと思うのですが、署名捺印とある場合、署名ではなくて、例えば活字でも名前はいいのでしょうか。それとも、様式があつたら署名をしなければいけないのか、教えていただきたい。

社会教育課長 できるだけ簡素にするということでもありますので、活字であってもできるよう検討します。

教育長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

以上で、日程第7、報告第7号及び日程第8、報告第8号の2件を終わります。

教育長 日程第9、議案第23号から日程第14、協議までは、会議の公開について、京田辺市教育委員会会議規則第17条第3号に規定する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること」もしくは第4号「会議を公開することにより、関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

(出入口施錠)

11 日程第9 議案第23号 京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について

[非公開]

(議案第23号 原案のとおり可決)

12 日程第10 議案第24号 京田辺市学校評議員の委嘱について

[非公開]

(議案第24号 原案のとおり可決)

13 日程第11 議案第25号 京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について

[非公開]

(議案第25号 原案のとおり可決)

14 日程第12 議案第26号 京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱について

[非公開]

(議案第26号 原案のとおり可決)

15 日程第4 議案第27号 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

[非公開]

(議案第27号 原案のとおり可決)

16 日程第14、協議、(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(案)及び指定備品等について

教育長 次に、日程第14、協議、(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(案)及び指定備品等についての件を議題とします。

本件について説明願います。

輝くこども未来室担当課長 (仮称)大住こども園に係る重要事項説明書(案)及び指定備品等についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年4月開園予定の(仮称)大住こども園に係る重要事項説明書及び指定備品等について協議するものです。

まず、重要事項説明書は、特定教育・保育施設、今の制度で運用されている保育所、幼稚園、認定こども園のことですけれども、その施設が教育・保育を提供するに当たって、運営規定、職員の勤務体制、利用者負担、その他を定めた重要事項説明書を、保護者に対して交付した上で説明し、保護者の同意を得るという制度になっております。今、開園に向けて、重要事項説明書を細部に詰めていっている最中ですが、今時点で報告できる点についてご説明を申し上げることに加えて、正当な指定備品についてご説明を申し上げたいと思います。

輝くこども未来室主査 令和5年の幼稚園・こども園の入所募集のチラシやパンフレット、または入園時にお渡しする重要事項説明書の内容、項目について、これまで保育所、幼稚園の園長、所長、教頭、補佐で構成する大住こども園プロジェクト会議で検討し、対応案をまとめましたので、現在決まっている部分についてご報告申し上げたいと思います。

資料は、幼稚園、保育所での現状と、その横にこども園での対応案をまとめております。本日は、時間の都合上、特に保護者の方からの問合せが多い資料2ページ、制服について、

従来の幼稚園から変更の多い保育日、給食の提供、預かり保育の対応についてご報告申し上げます。

まず2ページ、制服、用品のページをご覧ください。

現在、幼稚園では、ブレザー、ブラウス、ズボン、スカートという形で、あとは通園の帽子、通園カバンで、体操服を指定用品として保護者の方にご購入いただいております。

保育所では、青色の薄いベストと、クラス指定のカラー帽子、通園カバンのリュックとなっています。これを今回、こども園となるに当たりまして、今の幼稚園の制服を見直して、スモックタイプの上に羽織るものに変えていきます。

そして、制服がブラウスとスカート・ズボンになっているのですが、これを廃止して、皆さん一緒に体操服の上下という形で、資料の一番後ろに着用した子どものモデルの写真を載せていますので、見ていただくと分かると思います。そして、クラス別のカラー帽子と、今、保育園でも使っているリュック式の通園カバンという形を指定用品としてご購入いただきたいと思っています。

今回は、制服を見直した辺りで、現在幼稚園では約3万2,000円、保育所では、ベストとかほかのいろんな用品を買くと7,800円の負担額になっているのですが、見直した部分になりますと、約1万2,000円程度になる予定で、保護者の負担も軽減させていただきたいと考えております。

保育日につきまして、幼稚園枠である1号の皆さんは、今まで幼稚園では4月10日が入園式となっておりましたが、保育所の子は4月4日が入園式となっておりますので、こども園での対応といたしましては、4月4日を入園式とし、4月5日をクラス開始日として、保育所枠、幼稚園枠の1号、2号、3号の方、皆さん一緒にスタートしていただけるようにと考えております。

幼稚園枠の方は、今までどおり、長期休業期間をそれぞれ夏季、冬季、春季で設けております。2号、3号の保育所枠の方は長期休業がございませんが、12月29日から1月3日は休所日という形で運用してまいりたいと考えております。

3月の修了証書授与式の日程も、これまで幼稚園は3月18日になっておりましたが、2号枠の方が3月23日という設定になっておりますので、この辺りも、1号、2号共に3月23日で、同じ日に修了していただく形で考えています。

警報時の対応は、これまで保育所では、暴風、暴風雪の時のみの休所だったのですが、近年の気象等に配慮し、またこども園では小・中学校との基準に合わせる運用で対応してまいりたいと思います。しかしながら、保育の必要な家庭については、保育所同様に保育を行う形で対応してまいりたいと思っています。

給食について、こども園では、保育所枠の方の水曜日の午前保育をなくし、全員で給食を食べて2時に降園し、全員が給食を食べていただける形で運用いたします。

費用についてですが、保育所枠の2号の方は副食費4,500円、主食代が700円を現在徴収しています。1号の幼稚園枠の方については、学校給食費の徴収方法を参考にして、長期休暇分等を差し引いた金額で徴収する予定です。

現在、幼稚園で必要な方には、午前8時から午後6時まで預かり保育を実施しています。

こども園としての運営上、保育所枠の短時間保育の方たちは午前8時半から午後4時までという時間が設定されておりますので、その方と幼稚園枠の1号の中の新2号で、お仕事をされていて、保育所と同じように、定期的に幼稚園の預かり保育を利用されている方もいらっしゃると思いますので、その辺りの運用上の利用時間とか、公平性を保つために、現在の幼稚園での預かり保育事業の運用についても、今年度中に整備をしていく作業を行っているところです。しかしながら、預かり保育の利用時間自体は午前8時から午後6時の設定で、料金についても1時間100円という中で、現在調整作業を行っています。こども園では、給食、おやつがありますので、長期休業期間においては、利用時間に応じて給食代、おやつ代を徴収する形での運用に変更することが幼稚園とは少し違うところになると思います。

なお、今回ご報告した項目を盛り込んだ重要事項説明書がまとまりましたら、また改めてご報告申し上げたいと思います。

藤原委員 働く親にとって、新しくこども園ができたことのメリット、特に、預かり保育についてどういうものがあるのでしょうか。

輝くこども未来室担当課長 まず、こども園に業態を変化するときのメリットですけれども、例えば保育所を利用されておられる方は、保育の要件が必要な方が利用される施設になります。保育が必要な方は、あらかじめ就労されておられる方になります。就労要件がなくなった方、あるいは家庭の事情とかで退職せざるを得ないような形で、就労の部分が無くなってしまったような方は保育所から退所していただくということになります。ところが、こども園になりますと、同じ施設に幼稚園枠がありますので、保育所枠では退所ということになりますけれども、そのまま同じ施設の幼稚園枠に移行した形で引き続き、保育、教育が受けられるメリットがありますので、そういった面が大きいかなというところがあります。

西村委員 以前でしたら、10月頃に幼稚園大会があつて、保育園大会はなくなったと思っているんですけれども、大住こども園は、令和5年度以降はどういう扱いになるのでしょうか。

輝くこども未来室担当課長 確かに、保育のつどいは何年か前に終了しました。それは、こちらの一存でやめたのではなく、現場の声でかなりやめたいという意見が多くありました。保育所を利用される方が年々増えていく中で、現場の声に重点を置き、イベントを開催するに当たって、リハーサル等もありますし、簡単に現場から抜けにくい状況もありまして、開催していく要件がさまざまに難しくなってきたことです。

保育のつどいをやり始めたそもそものきっかけが、当時は保育所よりも幼稚園の利用者が非常に多く、保育所の利用者がかなり少なかった時代です。その頃から保育のつどいを始めましたので、もっと多くの方に保育所を知ってほしい目的もあつて開催した事業ですけれども、今や逆転してしまい、保育所の存在も十分知っていただいていることもあつて、当初の目的は達成したのではと廃止に向かっていきました。

幼稚園大会も、今現在はすぐにやめることは特に考えておらず、引き続き、今年度以降も継続して実施するのですけれども、保育・教育を提供するに当たって、イベントをずっと

続けていかなければならないかどうかは、いずれ判断を求められてくるとは思いますので、そこは時期を見ながら適切に対応していきたいと思っております。

西村委員 今年以降は大住こども園ですから、こども園は幼稚園大会には参加するかどうか。

輝くこども未来室担当課長 やる方向でしたら、大住こども園を除外していく判断にはならないと思いますし、幼稚園大会を実施するならば、その中にはもちろん1号枠もあるので、幼稚園大会の中でやることになれば、大住こども園も含めてやると思っております。

西村委員 例えば2番目の園章、園歌とか保育の部分、制服のあたりを見ていると、現状の制度としては、保育所、幼稚園、こども園とあって、その辺のところでそれぞれ違い、縦割りの考え方がまだまだ支配しているなとひとつ感じたんですよ。

例えば、こども園であろうが幼稚園であろうが保育所であろうが、3歳、4歳、5歳のところは、横で言うと成長段階は一緒なわけですから、その辺でどういう指針、考え方を持って当たるかという基本的なところについて、もう少し現場のほうでもしっかり話し合っていたきたいと。こども園は園歌もなくいい、幼稚園は園歌がある、保育所も園歌がなくいいとか、そんな話ではなくて、やはり0歳から3歳までの時期、3歳から5歳までの時期、その辺りのところで、どういう活動や保育内容、教育内容が必要であって、そのためにはどのような環境とか、いろいろな場合のものを準備していかなければならないのかということも含める中で、考える視点がもう少しはっきりとしていかなければならないのかなと。これは私の思いですけど、要るなと思ったりします。

例えば、幼稚園大会でも、大住こども園になったから幼稚園大会に参加するかどうかはここで考えるという話であったら、だんだんいろいろとそのケースによって変わってくることが増えてくるので、その辺りのところは現場でしっかり話し合いをしていただいているとは思いますが、もう少し、教育委員会の指導主事さんもおられ、いろいろと参加されていると思うのですが、そういう教育の部分でももう少し、横の層で考えられなかなと。その辺、ご検討いただいたらよろしいなと思います。

輝くこども未来室主査 現在、保育所、幼稚園、こども園も共通にできるためのカリキュラム部分を昨年から検討して、そのカリキュラムをつくり上げた案を今ブラッシュアップして、現場のほうに落として、保育所、幼稚園、どちらも共通のカリキュラムをベースにしながら、月案、週案、日案という部分を現場で進めているところです。

以前から行っていました幼保合同の研修会においても、実際の業務の内容ではなく、保育の内容、教育の内容について協議する場も研修で持つ形で、そもそもの働き方の時間がありますとか、その辺りの違いが大きいので、そこをいかに子どもたち中心の教育・保育ができるかについて、0歳から5歳までご指摘いただいたような形で、方向性を含めていかに教育・保育ができるかを検討している途中です。

今度、重要事項説明書の中に、目指すべき保育の姿のような部分も打ち出していきたいところで、教育部の皆さんにもお越しいただきアドバイスをいただきながら、現在、ブラッシュアップしているところです。

伊東委員 プロジェクト会議の構成を教えてください。募集について、今までどおり大住地域に限定されるのか、それとも、もう少し広範囲になるのか。あと、違う地域からも

大丈夫なのかどうか。

制服についてですけど、やっぱり0歳から3歳の成長過程と3歳から5歳の成長過程では、毎日の自立するための生活の中で、制服の脱ぎ着とか、物の使い方も自立心がちょっと違うところもあるので、今見せていただいた中で、別に分けるとかではないのですけれども、ずっと一緒というのが果たして良いのかどうかと思いました。例えば、5歳に近づけば近づくほど、手指、手先のものが使えるようになりボン結びであったりとかが制服の中にあったりすると、成長過程の促しになるのではないかなと思います。

あとは、園章とかこども園の歌について、これも考え方ですけど、京田辺市は幼稚園と保育所の両方がしっかりとあって、それで子どもたちや保護者の方に支えられている部分、いろいろと助けてもらったりしているところもあるので、新しいこども園をつくるに当たって、引き継がなければならないものは確かにあると思うのです。伝統というものは、なかなかそんなに簡単にできるものではないので、ぶつっと切るのではなく、こども園の歌も改めて作っていただくのもいいのかもしれないですけども、せっかく今まで8園があって、その8園の幼稚園がこども園に移行していく中で、幼稚園の良いところがなくなってしまうとか、持っていたものがなくなってしまう、精神がなくなってしまうとか、今まで保護者が受けてきたいろんなものがなくなってしまうというののもちょっと寂しい部分もあるので、検討される中で、保育所の伝統と幼稚園の伝統をしっかりとこども園にも受け継いで、京田辺市では50年前からずっと続いていっているんだという過程がしっかりと見えるような形でこども園の制度をしていっていただけたらと思います。

輝くこども未来室主査 プロジェクト会議は2年前に発足し、それぞれの幼稚園、保育所の園長、所長、補佐という形で行っています。前年度は選ばれた方だけだったのですけれども、今年度は、教頭補佐という形で全12園が全て参加した中で具体的な協議を持っておりますので、その辺りの今後のこども園化という部分も、市の方向性も全ての方に理解していただけるように、教頭補佐から全ての現場の方たちに下ろしていただけるような形を意識して、研修とかも含めて年間計画を実施しています。

募集については、1号枠、いわゆる幼稚園枠の方は今までどおり、大住小学校と桃園小学校の方が対象となります。2号、3号枠、いわゆる保育所枠の方については、区域は特に設けておりません。今までも、公立の保育所全てが全校区から、市内全域から募集していただけるという形で行っております。

ただ、皆さんやはり将来のことを考えて、地元に近い保育所を選ばれるという傾向はございますので、おのずとこの地域の方からの募集が多いのではないかなということは考えております。

今回ご紹介したのは3歳から5歳までの制服という形になりますけれども、おっしゃるように、今まではボタンがあったということで、3歳児はなかなか初め上手にできなかったのがだんだん上手になっていくとか、手先の部分もあるんですけれども、やはり保育所枠の方と生活経験の部分での、特に3歳は差もあるので、カリキュラムの中で、日常生活体験の差もあるので、その辺りも考慮した中で保育を実施していきたいと思っております。

園章、園歌の部分も、非常に議論はしたのですけれども、今のところ、伝統の大切さとい

う部分について、私たちも非常に大事にしていきたいと意見も出ておりますので、それを具体的な形にぜひ検討したいことと、50年もの非常に大きな歴史もありますので、京田辺市全域に幼稚園があること自体も、市民の方でも、新しく引っ越してこられた方もなかなかご存知ではないところへんで、ぜひともその辺を市としても、幼児教育はこれだけ歴史がある中で培ってきたということもPRしていく機会もつくっていききたいと思っております。

藤原委員 この保育内容のコンテンツといいますか、カリキュラムにつきましては別途ご検討中ということで理解しているのですが、こども園ができたことによって、0歳から5歳まで、それから、現在文部科学省で5歳までに育成すべき子ども像というのが示されておりますので、発達段階に応じた保育内容、カリキュラムをぜひ作成していただいて、本市がかつて就学前教育と小学校の接続部分の研究をやっておりましたので、その辺りの研究成果も生かして小学校に接続できるように考えていただけるとありがたいと思います。

その意味で、こういう保育内容コンテンツを検討する場合に、プロジェクトチームに小学校の教頭先生なり校長先生が入っておられるのかどうか。やはり、受け手側の思いというのも大事なので、もし入っておられなかったら、その辺りも検討していただきたいと思っています。

輝くこども未来室主査 現在、主には幼稚園と保育所、現場だけですけれども、幼小接続カリキュラムは、こども・学校サポート室のほうで実際に研修とかも企画されていて、そこらにも積極的に参加させていただく中で、接続部分の意識を持ちながらやっております。

あと、現場のほうで接続のいろんな事業も実践を積み重ねているという報告も、その研修の中や、実際の配備の中でも議論に出ておりますので、意識的にその部分を大切に接続をやっていききたいと思っております。

西村委員 これは要望ですけど、多分今、話をいろいろされていますけれども、我々委員のほうは、保育所の様子については、保護者の立場では見聞きされることがあるかも知れませんが、参観とか現場視察に寄せていただいたことが、全くないですよ。私は昔行った経験がありましたけど。だから、できたら一度、何らかの折にこども園の実際の現場を参観させていただいて、機会を一ついただいたら、認識がある程度共有化できるのではないかと思いますので、それをお願いしたいことと、もう一つは、やはり基本的なところで、新たにこども園ができて、保育所の先生方と幼稚園の先生方だけで話し合っただけでいかだけの話ではなくて、新たな領域の中で、京田辺市の特徴というか、アピールできるところを前面に出すためにはどういうものにしていったらいいかというところを、もう少し広いところで、人の意見も聞きながら考えていくということも大事なかなと。私は地元におりますので、たまに耳にすると、保育園の療育の先生方と幼稚園の療育の先生方とおられて、やっぱりそれぞれのイメージがあるんです。その中でこども園で考えておられる新たな部分ですので、もう少し吟味していただいて、多分、今後につながるところが第二、第三のこども園ができてくると思うので、ちょっと広い視野でやっていただくと、時間がないので大変だと思いますが、より内容が膨らむのではと思います。

教育長 保育所については厚生労働省管轄の保育指針がありますし、それから幼稚園要領が

文部科学省であります。その両方を比較してもほとんど変わりません。表現は若干異なりますけど、内容的にはほとんど同一と言っていいぐらい、それだけ内容的には、発達段階でやるべきことは同じであろうなということだと思います。

それから、こども園については、やはり社会の変化とかさまざまなニーズに合うことによって、そこを一つのものにすることによって柔軟性がかなり高くなることで、働く保護者の方にとって大変、ある意味、融通が利くというようなところもあります。

ただ、今言いました厚生労働省と文部科学省にまたがっていますので、それを現場でやるということは結構難しいところがあるのですが、そういった辺りについては、京田辺市においては輝くこども未来室のほうでしていただいていることで、ある程度一元化されて、今検討していただいているところです。

ただ、それぞれの委員がおっしゃられるように、やっぱり本市としては、市立で初めてです。その辺りの市民の期待もあり関心も高いところですので、内容的にはしっかり検討していただき、できるだけ多くの情報を市民、保護者のほうに伝えていただく中で、すばらしいこども園にしていだけたらと思いますので、よろしくお願いします。

ほか、ご意見ございませんか

（「なし」と言う者あり）

教育長 なしと認めます。

以上で、日程第14、協議、（仮称）大住こども園に係る重要事項説明書（案）及び指定備品等についての件を終わります。

以上で、会議を非公開とすることを終わります。

（出入口解錠）

教育長 本日予定しておりました議事日程は以上です。

その他、報告事項等ございませんか。

社会教育課長 前回の5月の教育委員会におきまして、7月の広報において成年年齢引き下げに伴う新成人への市長メッセージを掲載することでご報告させていただいておりました。その中で、前回の教育委員のご意見を踏まえまして、成年となられる一人一人の方へ市長のお祝いメッセージを送付することになりましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。

お配りしております資料の内容です。

趣旨につきましては、民法の一部を改正する法律がこの4月1日から施行されました。成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。京田辺市では、成年となる市民へ向けて、成人の自覚を促すために、市長のメッセージカードを送付することとございます。

目的につきましては、社会全体で子どもたちの成長を祝う、こちらにつきましては、7月の広報の市長のメッセージです。社会人としての自覚と地域への愛着心を持ち、進んで社会参加する動機づけでございます。

対象者、令和4年につきましては、18歳、19歳、20歳になられる方でございます。今年度につきましては、制度の変わり目であることから、3カ年の方が対象となります。

また、令和5年の京田辺市の二十歳のつどいにつきましては、案内状は別に20歳の対象者の方には11月頃に改めて送付する予定でございます。

それから、今回の啓発メッセージの予算につきまして、令和4年5月30日の時点で18歳の方が788人、19歳の方が881人、20歳の方が940人と、2,609の方が対象としておられ、この方への案内状の作成、また郵送による費用が、38万1,600円程度になります。市長メッセージの発送時期は、今日、報告させていただいて、原稿の作成、また印刷業者への見積もり、7月から印刷をかけまして、宛名シール、封入作業等ありますので、7月の下旬に発送することを考えています。

次年度以降の発送は、できるだけ早い時期にさせていただく。ただ、令和5年度については市長選挙も控えていますので、この時期を外して、5月以降の対応となります。

藤原委員 いろいろ議論していただきましてありがとうございます。少額の費用でこのようなメッセージを届けられて、もらった方はどう受け取るかまだ分かりませんが、行政としては、国民の祝日、コンプライアンスも含めて、いい試みではないかと思っています。

教育長 この間、教育長の会議に行っておりましたが、今決定しているのは京田辺市のみです。あと、北部で一つあるのですけれど、そこについては、二十歳のつどいの案内と同時期に送るようなことを考えておられるということでした。

藤原委員 これは多分、他市のモデルになる。

教育総務室担当課長 令和4年度京都市町村教育委員会連合会教育行政功労者表彰（永年勤続表彰）についてご報告させていただきます。

こちらの表彰につきましては、藤原委員が今回表彰されることになりました。その表彰式が5月30日の京都市町村教育連合会定期総会でございましたけれども、藤原委員がご都合によりご欠席であったため、今回この場で教育長からお渡しさせていただきます。教育長、よろしくお願いいたします。

教育長 表彰状。京田辺市教育委員会、藤原孝章様。あなたは、多年にわたり教育委員会教育委員として職務に精励され、地方教育行政の推進に寄与されました。その功績をたたえ、ここに表彰します。令和4年5月30日。京都市町村教育委員会連合会会長、加賀爪毅。代読でございます。おめでとうございます。

藤原委員 ありがとうございます。（拍手）

こども・学校サポート室総括指導主事 夏季における児童・生徒のマスク着用について説明させていただきます。

本資料につきましては、6月10日の文部科学省通知を受けまして、6月14日、昨日、本市より学校に通知を行いました。それを基に、本日の14時に市のホームページ掲載及び、学校より印刷したものを保護者に持って帰っていただく文書になります。

本市におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、これまで取り組んでまいりました。しかしながら、夏季におきましては、マスク着用等による熱中症の危険性もあり、本市は令和2年6月から、基本的にはマスクをするのですけれども、ただ登下校中等々につきまして、マスクを外してもよい形での指導を行い、令和3年5月からは、学

校中の教育活動においては、十分な距離を保つ、近距離の対応を控えるなどの一定条件の下、一時的にマスクを外すように指導を行ってまいりました。

さらに、本年5月27日は、国の通知を踏まえて、屋外においてはマスクを外す、屋内においては、基本的には黙っていれば良いと書いてあるのですが、学校の教育活動でひたすら黙っていることは難しいですので、温度管理もされていることから、基本的には屋内ではマスクをして、屋外では外す指導を行ってまいりました。これらによりまして、今のところ、本市においては、重篤な熱中症になったというケースはございません。

ただ、後ほど説明させていただきますけれども、6月10日付で文部科学省よりさらに通知のほうが参りました。内容は同じですけれども、さらに通知が入るということを本市でも重く受け止めておりまして、これに対しまして、再度通知を出した上で、保護者の方に連絡をさせていただいたのがこの文書となります。

基本的には、5月27日にも通知させていただいて、保護者にも説明させていただいた内容について、かみ砕いて説明させていただいている部分も含めての内容になりますので、それを踏まえた上でよろしく願いいたします。

記のところ1番で、6月10日付の文部科学省通知のところで、「熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており」というところで始まっております。ですので、やはり、今後さらに熱中症のリスクが高くなるということを踏まえた上で、基本的な感染対策としては、引き続き、マスクの着用を含んで対策をやっておく必要があると。その上で、併せて、気温・湿度や暑さ指数が高まる中で、児童・生徒がマスクを着用することで熱中症のリスクがさらに高まることから、マスクの着用が不要な場面においては、それに対して指導を行うことで、3点挙げられております。

まず、熱中症は命に関わる重要な問題であると。その危険性を適切に指導すること。保護者に対しても理解を求めること。マスクの着用が不要な場面、例として挙がっておりますのが体育の授業、部活動、登下校等、基本屋外でございますが、においては熱中症のリスクが高いことから、熱中症対策を優先し、マスクは外す指導をと、はっきりと明言されております。その上で、安全対策も必要ですので、できるだけ距離を空けた上で近距離の会話は控えることを指導しなさいとなっております。

最後に、さまざまな理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しても適切な配慮が必要となると。ただし、その場合にも熱中症対策を行えと書かれております。

これによりまして、基本的には先ほど申し上げたように、5月27日については本市においても、屋外ではマスクを外す指導を、屋内ではマスクをつける。ただし、屋内においても対話をしないであるとか、十分な距離が取れる場合については外してもよいと通達、連絡をしております。

あわせて、マスクを外す指導については、個々に十分に説明した上で、何となくとかではなく、外す指導をして、十分説明した上で個別に対応するようにと学校に連絡し、保護者の方にも通知をしています。

その上で、2番目の学校の対応というところで、5月27日を基に4点です。

マスクを「外してよい」ではなく、「外しなさい」という指導を屋外においては行うと

もに、十分な距離を取り、会話を控えるように指導すると。

二つ目が、マスクを外す際は、他者と身体的距離を十分に取り、会話を控えるようにすると。ただし、これはさまざまな状況が考えられます。文科省等で、例えば外部の鬼ごっこはいいよ。だから、これはよくてこれは駄目というところはなかなか難しい部分になりますので、やはり基準になりますのは、基本、感染の拡大防止に対しまして、濃厚接触者の定義となる「他者との身体的距離を1m未満で15分以上の会話」と、これは濃厚接触と国が言っておりますので、そこになるような状況は避けると。一時的に、例えば鬼ごっこでタッチがあったとか、そのような部分はあろうかと思えますし、距離も、屋外においても2メートルはなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、その上であったとしても、この濃厚接触者の定義は、感染のリスクが非常に高いということになりますので、この状況を避けなさいということを書いてあることと、それと手洗いを必ずするということを要求させていただきました。

3点目は、これもマスクの件で、先ほど説明させていただきました。

4点目については、これも体調管理については児童・生徒に任せるのではなく、積極的に声掛けをなささいということ、及び「ご家庭の皆様へ」をあえてつけてございます。まず、お礼と、それから今後の熱中症の予防とマスクの取り扱いについては、ご家庭においてもお話をしていただかないと、なかなか学校だけでは難しいと思えますので、その辺りもご協力を求めているところでございます。

教育長 先日来、やっぱり、熱中症の関係でかなり救急搬送されているのが立て続けに起こっているということ。新聞報道だけを見ると、何十人中何十人がマスクしていたと、半数ぐらいしているんですね。学校として、絶対にそこを指導していないということはありませんけど、結果的に子どもたちが取らない現実があると。新聞等で、調査やアンケートみたいなを見ると、20%ぐらいはマスクを外していない、外したくないという若者がいることもありますので、子ども達がきちっとマスクを外せるように、ここでやっぱりきちっと言うておかないと。

それともう一つは、社会全体が外していいんだというムードになってしまって、感染症対策についての意識が飛んでしまうような懸念もありますので、その両方を学校としてはきちっとやりますよ、と伝えるためのプリントです。

そういったあたりで、ちょっと今回、文字数が多くて、なかなか全部読んでもらえるかなというところはあるんですけども、やっぱり2メートル空けて体育の授業をやるとバスケットとかできませんからね。ただ走るとか、バスケットでも、パスとかドリブルとかはできますけれども、試合そのものはできないこともあります。やっているやないかと言われる可能性もありますので、そういったあたりは総括指導主事が説明したように、濃厚接触者の定義とあわせて考えると。

学校のほうにもこのような形できちっと通知していますので、あとは学校でその場、その場で適切に判断をするというところが一番大事だろうと思っています。また持って帰られると思います。

ほか、連絡等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 なしと認めます。

以上をもちまして、令和4年第6回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。